

「中納言はあまたあり」

——浜松中納言物語試注——

There are so many Chunagons——

——Tentative Note on HAMAMATSU CHUNAGON MONOGATARI——

中西健治

(一) 問題の所在

浜松中納言物語、卷五(一三・入内予定の関白の姫君装束。宮の苦慮は続く)から「一四・中納言に告げよと言ひ姫君失神。使者派遣」にかけてのあたり(の記事)。

(甲) ふるさとにさるべう思ひ聞こえむ人に、まづ知らせてまつらむとなむ思ふを、いづこにたれをたづぬべき」と声も惜しまず、泣く泣くのためふことばかりは、耳に聞き入れらるるに、(中略)「中納言に告げさせ給へ」とぞ息のしたに言はれぬる。(中略)「どう、かうこそ聞こゆべかりつれ。中納言はあまたあるを、いづれと知りてか告ぐべき。源中納言にや」と問ひ給へば、あるかなきかにうなづくけしきなれば、(四〇九・四一〇頁)^[1]

これとほとんど同じ記事がすぐ後（二一六・宮は中納言に、姫君誘拐の一部始終を語る）に次のようにある。

(乙) 『いづくをいかにたづぬべきぞ』とせちに言ひつれば、からうじて息のしたに、『中納言に告げよ』と言ふやうに聞こえつるに、中納言はあまたあり、いづれをいづれとか知らるべきと思ひて、『源中納言にや』と推し当てに問ひつれば、あるかなきかにうなづくさまなりつれば、
(四一六頁)

右の甲・乙は語る主体の違いから生じている修辭上の若干の相違を除いてほとんど同じ内容が繰り返されている。誘拐はしてきたものの、次第に衰弱する吉野姫君を持って扱いかねた式部卿宮は、いったいどうすればいいのかを当の姫君自身に問い掛けざるをえなくなつた。式部卿宮の問いに対する姫君の答えは「中納言に告げよ」との短い言葉であつて、これを契機に物語は大きく展開するのである。問題としたのは、姫君の「中納言に」との答えに、式部卿宮が「中納言はあまたあ」るためにどの中納言か不明で、当て推量に「源中納言にや」と尋ねると姫君がうなずいた、ということについてである。物語の主人公たる中納言が源氏であることは卷三に「殿上に源中納言参り給へり」（二六三頁）とあつて、読者にはすでに知らされていることではあつた。薄れかかっている意識の下でこの吉野姫君がわずかに答え得たのは「源中納言に知らせてほしい」という一言であつて、このわずかな言葉に対して式部卿宮がいかにか反応したのかという点を手がかりにあれこれ試案を記しておこうと思う。

(二) 『全集』の頭注

甲の記事の「中納言はあまたあるを」について『全集』は次のように注している。

I 中納言の定員は三名であるが、定員外の権中納言を含めて、七、十人、特に権官に人気が高く、長暦元年（一〇三七）より承暦五年（一〇八一）の四十四年間は、すべて権中納言のみ。（四一〇頁）

さらに「源中納言にや」の「源中納言」について『全集』は次のように注している。

II 複数いる中納言を氏姓で区別した呼称。主人公が源氏であるとわかる。藤中納言（藤原）、平中納言などある。（四一〇頁）

『新註』⁽²⁾や『大系』⁽³⁾などの先行の注釈書は何らの施注もなくほとんど問題にしていない箇所で、『全集』がおそらくはじめて着目したものである。『全集』校注者の池田利夫氏としては、課題として発展するに値するところと捉えておられるものと思われるが、『全集』頭注という制約された形式の範囲内にはおさめることが困難であったためにその骨子のみを摘記されたとみられる箇所である。

(二) 中納言の員数

官職としての中納言についてまずみておこう。『官職秘抄』⁽⁴⁾にはつぎのようにある。

中納言。

有「五道」。所謂参議。大弁。同近衛中将。檢非違使別当。撰政関白子息。為「二位」三位。中将。参議。芳十五年以

上輩也。此外歴坊官参議又任之。四位参議任中納言日。直載從三位之由。前参議任例。伊通以三大弁前勞任例。実光猶兼大弁例。菅贈太政大臣源希猶為藏人頭例。法興院入道前太政大臣(兼通)格云。慶雲二年。省大納言二人。置中納言三人。遺誠云。中納言三人。其後天曆三年始為四人。元方。高明。在衡。天祿三年增五人。法興院入道。橘好古。雅信。朝成。延光。寛和二年增六人。加義。懷。長和三年增七人。加実。成。同四年增八人。房。加経。嘉心。盛。加宗。忠。承安元年增十人。加時。建久四五年以後還為八人云云。

この記事によると、もと三人であったのが、天曆三年(九四九)からは四人、天祿三年(九七二)には五人、寛和二年(九八六)には六人、長和三年(一〇一四)には七人、そして翌四年には八人に増員された、というのである。さらに現代の研究成果をまとめている『平安時代史事典』の「中納言①」の項を参照してみると次のようである。

大納言に次ぐ官。恐らく『浄御原令』で中納言が置かれていたらしいが『大宝令』では廃され、まもなく慶雲二年(七〇五)の格により大納言四人を二名に減じ、中納言三人を置いた。しかし、その後の『養老令』も大納言四人として中納言はなく、あくまで令外官である。(中略)撰関政治隆盛以後は、正・従二位の中納言も珍しくなくなる。権官の例は、奈良時代に開かれたという説もあるが不確実。平安時代に入り権官が置かれることが次第に多くなり、円融朝に正・権合わせて五人の例が開かれ、三条朝以後は七、八人、平安末期には一〇人に及んだ。中納言は上卿として儀式・政務を執行するが、大納言のように大臣に代わって官奏を行うことはない。平安中期以後、平氏興隆まではほとんど藤・源二氏が独占した。

これらによれば、さきの『官職秘抄』と『平安時代史事典』とでは若干のずれを生じてはいるが、肝心の員数につい

ては時代を追って漸増していることが明確におさえられている。そこでいま『新訂増補国史大系』公卿補任』をもとにして、一応、冷泉帝から鳥羽帝までに絞って各年ごとの中納言（含、権中納言）の員数を概観してみると、およそ次のようなことがわかった。

- (1) 当然のことながら藤氏が圧倒的に多く、源氏は二、三名である。
- (2) 源氏出身の中納言が複数になり漸増するのは康平年間以降である。
- (3) 源氏が一名のみで比較的長く続く時期は、寛弘元年から長和三年まで、長暦元年から天喜五年までの期間である。
- (4) 権中納言のみの時期は、長暦三年から承暦三年まで、寛治三年から承徳三年まで、嘉承二年から永久二年までの期間である。

この四点をもつて冒頭に掲げた甲乙の記事とをただちに対照させて云々することは慎まねばならないだろうが、さりとて甲乙の記事をまったくの虚構として無視することもできないようにも思われ、その意味において『全集』の頭注 I は貴重な示唆を与えているように思えるのである。

(四) 「あまた」の用例

ところで、問題の箇所「中納言はあまたあるを」「中納言はあまたあり」とある、その「あまた」とはいったいどれくらの人数をいうのだろうか。「余ると思われるほどの数量の意が原義。度合・程度についても用いる。数量は三か四程度をもいい、必ずしも数えきれないほど多くを指すものではない」（『岩波古語辞典』）とか、「数量の多いこ

とをいう。平安時代では、上限はたくさんであるが、下限は五、六をもいう〔角川古語大辞典〕などと漠然とした解説はあるが、作品によって概念が異なる場合もあろうので、まずは浜松中納言物語の用例を検討することが肝要になつてくる。

浜松には巻一・二例、巻二・七例、巻三・七例、巻四・七例、巻五・三例の計二十六例の用例がある。それらを対象としているものを分類してみよう。

(a) この后、あまたの人にのろはれて、内裏のうちに立ち入り給へば、

(巻一・四五頁)

(b) もろこしの人々の送りに来たるもあまたあり、

(巻二・一四四頁)

(c) 思ふには、浜の真砂の数よりもまさりて聞こえさせまほしきことどもあまたものし給へど、え書きつづけられ給はず、

(巻二・一五五頁)

(a)の「あまた」は唐帝に仕える后たちをさして、巻三にも「一の后をはじめ、あまたの御方々にそねみうれられて」(二六五頁)ともある。このように女性の多さについていう場合を(a)とする。また、(b)は中納言を日本まで送り届ける使命の男の数の多さについて用いている。このように男性の多さという場合を(b)とする。(c)は人物以外の物の多さをいう。この三分類に従つて各用例を仕分けると以下のようになる。

(a)	唐帝に仕える后たち	二例	唐の大臣の娘	一例
	中将の乳母の娘	一例	中宮付きの女房	一例
	唐土の美女	二例	女宮	二例

	吉野姫君の女房たち	一例	女性一般	一例
(b)	遣日使	一例	中納言の側近・従者	二例
	衛門督の前駆	一例	唐の相人	二例
	日本の僧	二例		
	〔中納言〕	二例		
(c)	伝えたい言葉	一例	衣服の数	一例
	継紙の数	一例		

なお、男女区別しがたい例が二例（中納言の母の望む孫の数、衛門督の父への見舞い客）ある。

このことから、浜松での「あまた」は他の物語と同様、人物をさす場合が多く、しかも途方もない大人数を意味するよりも、ある程度限定可能な人数をさすことのほうが多そうであること、それは人間の諸属性に関わらないこと、の二点が確かめられた。前者のことに關して、それでは果たして何人なら「あまた」といえるのか。たとえば(a)では、唐帝の河陽県后への寵愛ぶりを妬む他の女性たちということになり、直接的には直前の「いま二人の後、十人の女御」（四四頁）ということになるうか。また(b)の場合には、あるいは仮に遣唐使の帰朝に伴う送使の数が手がかりになると想定するなら、天平宝字五年に帰朝した迎入唐大使高元度の送使は沈惟岳をはじめ三十九人、宝龜九年帰朝に際しての送使は趙宝英等數十人が「あまた」に相当するということになってくる。このことをもってただちに浜松の「あまた」の意味とを結びつけようとすることは暴論で、これはあくまでも参考的數字ではある。ただ、浜松の(a)の全用例を大きく括るとなれば、おおまかな言い方しかできないが、さほど大きな数にはならないだろうというのが率直な感想ではある。

(五) 「あまた」の中納言

そこでもう一度、問題とした甲乙の文章にもどってみておこう。乙は甲の場面を式部卿宮が中納言に語る、いわば式部卿宮によって再構成された叙述として描かれている。両者は内容も文言などもほとんど変らないように見え、浜松にしはしば見られる繰り返し表現の一つでもあるのだが、子細に対照してみると、語る主体による相違点を考慮してもなお相違するところとしないところがあるようである。そのなかで注目したいのは、(甲)「いづくにたれをたづぬべき」とある箇所が、(乙)では「いづくをいかにたづぬべきぞ」となっているところである。意識朦朧とした吉野姫君の最後の願いを聞き届けようと式部卿宮が問い掛けるところで、(甲)は中納言が思案の末におずおずと問うかたちになっているのに対し、(乙)は吉野姫君の目指す相手が自分の友人である中納言であることが判明して後の文言になっていて、(甲)にある直接的表現が(乙)ではやや整理された表現に改められているように思われるからである。より正確に言えば、(甲)は散文的であるのに対し(乙)は韻文的な表現のように見えるということである。「いづくをいかに」を含む和歌は『CD-ROM新編国歌大観』で検索したところでは、わずかに一首、明日香井和歌集の「ゆふぐれはいづくをいかにながめまし野にも山にも秋風ぞふく」(千五百番歌合にも)があるのみであるものの、このあたり音調が整っているようで、なんらかの引用があるか、あるいは類似の表現が重なっているのではないかと推測されるところである。「いづくをいかに」のあとにも「中納言はあまたあり、いづれをいづれとか」とあるのも気になる表現ではある。

これに対して(甲)(乙)に共通している重要な事項は「中納言はあまたあり」ということであった。繰り返すことになるが、吉野姫君の「中納言に告げよ」といった言葉は式部卿宮をしてただちに彼の友人である中納言を想起せ

しめなかつたのであつて、宮はつかみどころさえなくて困惑して当てずっぽうに友人の源中納言かと問うことになつたといふのである。吉野姫君の心に懸かつてゐるのはどの中納言であるのか、宮はあれこれと該当する中納言職にあるだけそれを思い浮べたことであろう。「中納言はあまたあり」——この言葉の背景としては官職としての中納言に在職してゐる人物が「あまた」といふ歴史的実実がなければならぬのではないか。池田利夫氏の『全集』頭注Ⅰは以上の問題点を視野にいれながらもあえて言及を避けられたものではあるうが、主人公の中納言は権中納言で、長暦元年から承暦五年までの四十四年間の史実を背景にしているのでは、という読みがその背景としておありになつたうえでの注記ではなかつたかと憶測してゐる。それに稿者の調査した(1) (4)を引き当てて、相当する人物を検討してみると、そこに浮かびあがつてくる人物は何人かはいるものの、諸条件をほぼ満足させ得るのは源道方と源隆国の二人となつてくる。もっとも他の人物をも考察の対象にすべきではあるうが、それは目下のところ不要と考へて除外した。

(六) 「中納言」像の憶測

道方は寛仁四年(一〇二〇)に五十三歳で権中納言に任じられ、以後、権中納言にあつて、辞任したのは長久五年(一〇四四)の一月、同年九月、七十六歳で薨去してゐる。『平安時代史事典』には「源道方」の一項があり、そこにはかれの閲歴を記したあと、「道方は藤原氏全盛の時代に数少ない源氏の上達部として、一条・三条・後一条・後朱雀の四朝に仕え、藤原道長の五十算には諷誦文を奉る文才を持ち、また若いころより『道方の少納言、琵琶いとめでたし』(『枕草子』)と見えるほど、管絃の才にも長じていた。」(槇野廣造氏執筆)とあるように、かの清少納言も筆に留めるほどの人物であつた。ただ、枕草子にもあるように話題になつたのは道方がまだ若かりし少納言の時のことで

あつて、源氏出身の中納言として活躍するのはしばらく後年のことではある。また中納言に即いたのが五十を越えてからということになると、仮に浜松の作者が男主人公「源中納言」として設定し得るような年令にはやや遠く、また従来言及されている浜松の作者像としての孝標女の創作可能な年令と齟齬するところが大きく、人物としての内実はともかく、物語に描かれるような恋愛沙汰の話題にただちには結びつけがたいように思われる。

一方、源隆国は宇治大納言物語の編者として知られている人物。彼が源氏の唯一の権中納言になるのは長久五年（一一〇四）で、以後、康平四年（一一〇六）二月に権中納言を辞任するまでその地位にあり、わけても康平元年（一一〇五）までは七、八人いる権中納言のうち源氏方の権中納言は隆国ただ一人であった。隆国は「才などありてうるはしくぞものしたまひける。文つくり歌よみなど、古の人に恥ぢずぞものしたまひける」(栄花物語・卷三十二・歌合)と評された有能な人物で、例の宇治拾遺物語の序にあるような飄々として大らかな人物でもあった。隆国の兄、顕基もこれより先、長元八年（一一〇三）、権中納言に昇進したが、翌年三十七歳で出家をしてしまい、隆国は兄とは対照的に頼通の絶大な庇護を受け権力の中樞で大いに活躍することになる。彼が権中納言になった長久五年は四十一歳にあたる。先程と同様な考えをこの隆国に適応させるならば、浜松の作者が物語の主人公として思い至るような年令等にはやや遠いものの、孝標女の創作時期と言われている諸説にほぼ近い年代にあたる。もちろんこれをもつてただちに、浜松の主人公たる中納言は源隆国をモデルとしているのではないかと主張する考えは、今のところ慎んでおきたい。しかしながら、「中納言はあまたあり」という政治的状況と、その中でただ一人の源氏出身の中納言を探索する作業のなかから、文学活動の面においても馴染み深い人物が浮かび上がってきたことは、稿者にとつてはありがたいことであつた。老関白頼通の後楯をもつて自在に生きた隆国らしき人物を浜松の男主人公である中納言像に重ねることによって物語の読み方を補足するところもでてくるのではないかと思われる。ただ、隆国に関する伝記研究から浮かび上がってくる人物像と浜松の男主人公のそれとはかなりの懸隔があるように感じられるのは如何ともしたが

いのであるが、少なくとも物語の主人公像を形成する一つのヒントとして源隆国という人物像を導入したと考えることは許されるのではあるまいか。もしもそのことが仮に容れられるならば、そこから発展する事柄のあれこれを思案することは愉しいことであろう。しかし、憶測をかさねることになるので、これまた慎んでおきたい。

注

- (1) 浜松中納言物語は新編日本古典文学全集を使用する。以下、同じ。
- (2) 宮下清計氏校註『新註国文学叢書 浜松中納言物語』の略称。
- (3) 松尾聰氏校注『日本古典文学大系 浜松中納言物語』の略称。
- (4) 続群書類従完成会刊『群書類従・第五輯(系譜・伝・官職部)』所収。五七八頁。
- (5) 角田文衛氏監修・古代学協会・古代学研究所編集『平安時代史事典(下)』一六三三頁。
- (6) 森克巳氏著『遣唐使』二七・一七〇頁。
- (7) 山中裕氏他校注『日本古典文学全集・栄花物語(三)』一三四頁。
- (8) 目崎徳衛氏著『貴族社会と古典文化』所収「宇治大納言源隆国について」による。
- (9) 浜松中納言物語の成立年代についての近年の諸説は以下のとおり。
 松尾聰氏：(作者を孝標女として) 康平七年(一〇六四)以降。(『大系』解説)
 増淵勝一氏：康平三・四年(一〇六〇・六一)ごろ以降。(『浜松中納言物語成立年代私考』付・周防内侍伝の周辺——『平安朝文学成立の研究 散文編』所収)
 久下晴康氏：治暦三年(一〇六七)前後か。(久下晴康氏編『浜松中納言物語』解説)
 池田利夫氏：康平四・五年より数年後。(『全集』解説)

* 欧文タイトルは THOMAS H. ROHLICH 氏『A Tale of Eleventh-Century Japan: HAMAMATSU CHUNAGON MONOGATARI』(二二五頁)からとった。